

追加購入区画における土地代金の減額に関する取扱要領

〔令和4年2月1日
制 定〕

[改正] 令和4年5月24日
令和5年3月31日

(趣旨)

第1条 この要領は、長野県住宅供給公社（以下「公社」という。）が販売している分譲地（以下「公社分譲地」）に宅地を所有する者等が、同一分譲地内の別区画を新たに購入する際における公募している土地代金（以下「土地代金」という。）の減額について必要事項を定める。

(減額対象者)

第2条 土地代金の減額対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公社分譲地に自己名義の宅地を所有する者（公社以外の第三者からの売買・譲渡等により所有することとなった者を含む）
- (2) 前号に該当する者の3親等以内の親族である者
- (3) 公社分譲地購入後、引渡しを受ける前に別区画の購入をしようとする者、または同時に複数の公社分譲地の購入をしようとする者

(減じる額)

第3条 土地代金から減じる額（以下「減額対象額」という。）は、土地代金の5%（1,000円未満切り捨て）とする。ただし、同時に複数の公社分譲地を購入しようとする場合は、土地代金のより高い方を対象とする。

(減額処理)

第4条 宅地売買契約は、土地代金から減額対象額を控除した額により契約締結する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（令和4年5月24日）

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。